

## 予算第17号議案

### 令和8年度神戸市高速鉄道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和8年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

##### (1) 事業計画

|       | 年間           | 1日平均     |
|-------|--------------|----------|
| 運転車両数 | 66,826両      | 183両     |
| 運転キロ  | 21,835,615km | 59,824km |
| 輸送人員  | 117,508,830人 | 321,942人 |

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中固定資産除却費72,000千円の財源に充てるため、企業債（公営企業施設等整理債）72,000千円を借り入れる。

#### 収入

|     |          |              |
|-----|----------|--------------|
| 第1款 | 高速鉄道事業収益 | 27,423,531千円 |
| 第1項 | 営業収益     | 24,160,319千円 |
| 第2項 | 営業外収益    | 3,025,595千円  |
| 第3項 | 特別利益     | 237,617千円    |

#### 支出

|     |         |              |
|-----|---------|--------------|
| 第1款 | 高速鉄道事業費 | 30,489,893千円 |
| 第1項 | 営業費用    | 27,050,671千円 |
| 第2項 | 営業外費用   | 3,339,222千円  |
| 第3項 | 予備費     | 100,000千円    |

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,544,467千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

## 収 入

|     |           |             |
|-----|-----------|-------------|
| 第1款 | 資 本 的 収 入 | 8,069,715千円 |
| 第1項 | 企 業 債     | 3,551,000千円 |
| 第2項 | 出 資 金     | 809,000千円   |
| 第3項 | 補 助 金     | 2,935,495千円 |
| 第4項 | 財 産 収 入   | 31,060千円    |
| 第5項 | 基 金 繰 入 金 | 529,380千円   |
| 第6項 | 雑 収 入     | 213,780千円   |

## 支 出

|     |             |              |
|-----|-------------|--------------|
| 第1款 | 資 本 的 支 出   | 18,614,182千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費   | 4,652,767千円  |
| 第2項 | 企 業 債 償 還 金 | 11,812,591千円 |
| 第3項 | 投 資         | 1,719,444千円  |
| 第4項 | 保 証 金 返 還 金 | 129,380千円    |
| 第5項 | 他 会 計 繰 出 金 | 200,000千円    |
| 第6項 | 予 備 費       | 100,000千円    |

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                             | 期 間      | 限 度 額       |
|---------------------------------|----------|-------------|
| 交通局職員の制服管理業務<br>(令和8年度)         | 令和8～13年度 | 37,089千円    |
| 地下鉄ポイント還元サービス業務委託契約<br>(令和8年度)  | 令和8～17年度 | 29,700千円    |
| 磁気定期券調達等業務<br>(令和8年度)           | 令和8～10年度 | 7,042千円     |
| 西神車庫縮小に伴う鉄道施設撤去工事<br>(令和8年度)    | 令和8～9年度  | 1,732,415千円 |
| 高速鉄道西神・山手線、北神線定期検査業務<br>(令和8年度) | 令和8～9年度  | 27,000千円    |
| 車両検査周期延伸物性試験費<br>(令和8年度)        | 令和8～9年度  | 3,592千円     |
| 遠隔システム導入・改修<br>(令和8年度)          | 令和8～9年度  | 396,393千円   |
| ホームドア設置関係<br>(令和8年度)            | 令和8～9年度  | 75,000千円    |
| 線路設備新設・改修・更新等<br>(令和8年度)        | 令和8～9年度  | 251,274千円   |
| 車両設備改修・更新等<br>(令和8年度)           | 令和8～9年度  | 20,000千円    |
| 機械設備新設・改修更新等<br>(令和8年度)         | 令和8～9年度  | 225,560千円   |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

|                |  |                                      |
|----------------|--|--------------------------------------|
| 起債の目的<br>及び限度額 | 高速鉄道事業<br>特例債<br>公営企業施設等整理債  | 3,264,000千円<br>287,000千円<br>72,000千円 |
| 起債の方法          | 公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。   |                                      |
| 利 率            | 9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）   |                                      |
| 償還の方法          | 借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |                                      |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,718,896千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、第2条及び3条に含むものとする。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

| 事業名       | 当年度予定額           | 事業概要  |
|-----------|------------------|---|
| 高速鉄道建設    | 千円<br>4,052,511  | 板宿駅大規模改修工事、ホームドア設置関係、駅遠隔システム導入工事、重要部検査、全般検査、レール・まくらぎ交換工事等           |
| 附帯事業建設    | 600,256          | 学園都市ビル他 改修・更新工事（昇降機・受変電設備更新工事等）、西神中央駅百貨店ビル・駐車場 改修工事（発電機・昇降機・消火剤 等）等 |
| <b>合計</b> | <b>4,652,767</b> |   |